

事務連絡
令和7年11月26日

各事業者団体 宛

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

公益通報者保護法の改正について（協力依頼）

平素から、消費者行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）」（以下改正法という。）は、令和2年改正法の検討規定に基づき実施した、有識者による検討会の報告書を反映して立案され、令和7年6月4日可決・成立、同月11日に公布されました。

今回の改正により、①公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス¹及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加した上で、②公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止することとしています。

また、改正法の施行日は、「公布の日（本年6月11日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。

消費者庁では、こうした改正内容について、周知啓発のため、各種説明会を実施しているところですが、内閣官房の調査（2020年）によると462万人と推計されるフリーランス、及びフリーランスと業務委託関係にある事業者の両方²に対して、より丁寧な取組を行う必要があります。

貴団体におかれましては、これまでも、公益通報者保護制度に関する周知啓発に関して御理解と御協力を賜ってきたところですが、改めて、下記の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いします。

記

¹ 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第2条を引用して規定。

² 法案審議の過程において、消費者庁から、業所管省庁と連携し、フリーランスが加盟する団体や委託元の各業界団体を通じた周知に取り組む旨答弁。

1. 公益通報者保護法の一部を改正する法律の概要

以下の URL において、概要を説明した資料等を公開しておりますので、会員事業者にご案内いただき、御活用いただくようお願いします。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_250611_01.pdf

2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会（複数の団体での共催も可）に消費者庁の職員を講師として派遣させていただきます。

御希望がある場合は、下記担当まで連絡いただきますようお願いします。

（連絡先）

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

担 当：倉本、岡村

電 話：03-3507-9253

メー ル：g.koueki.lspd@caa.go.jp